平成２１年（再イ）第２９号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2647番地
再生債務者　髙野　安徳
1　決議に付する再生計画案　平成22年１月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月５日まで
平成22年２月２日　熊本地方裁判所玉名支部
平成２１年（再イ）第３１号
徳島県板野郡上板町引野字竹重20番地
再生債務者　川瀬　幸秀
1　決議に付する再生計画案　平成21年９月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年２月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月３日まで
平成22年２月３日　徳島地方裁判所民事部
平成２１年（再イ）第７３号
秋田市山王６丁目２番16号　アバンテ山王601
再生債務者　河田　悟
1　決議に付する再生計画案　平成22年１月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年２月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年２月25日まで
平成22年２月４日
秋田地方裁判所民事第２部
平成２１年（再イ）第１０４号
岡山市北区大元１丁目７番22―303号
再生債務者　野中　豊
1　決議に付する再生計画案　平成22年１月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年２月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年２月25日まで
平成22年２月４日
岡山地方裁判所第３民事部
平成２１年（再イ）第５２号
徳島市津田町２丁目８番60号
再生債務者　齋木　一之
1　決議に付する再生計画案　平成22年２月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年２月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月４日まで
平成22年２月４日　徳島地方裁判所民事部
平成２１年（再イ）第９１号
広島市南区皆実町６丁目15番23―402号
再生債務者　阿南　貴史
1　決議に付する再生計画案　平成22年１月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月２日まで
平成22年２月２日
広島地方裁判所民事第４部
平成２１年（再イ）第３６号
山口県防府市大字新田1692番地の12
再生債務者　中川　稔
1　決議に付する再生計画案　平成22年１月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月３日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月３日まで
平成22年２月３日　山口地方裁判所
平成２１年（再イ）第４３号
山口市吉敷下東４丁目14番13号　サンテラスＴ＆Ｆ　B101
再生債務者　椙本　浩昭
1　決議に付する再生計画案　平成22年１月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月３日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月３日まで
平成22年２月３日　山口地方裁判所
平成２１年（再イ）第３７号
青森県八戸市西白山台３丁目21番１号
再生債務者　鈴木　瑞子
1　決議に付する再生計画案　平成22年２月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月11日まで
平成22年２月４日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成１９年（再イ）第１７７号
東京都昭島市武蔵野３丁目５番40―130号
再生債務者　村神　喜久
1　決議に付する変更再生計画案　平成22年１月21日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成22年２月17日まで
平成22年２月３日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２１年（再イ）第１２３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西５丁目15番地９ハイリー須田205、開始決定時の住所埼玉県春日部市南５丁目５番67号サザンビル３Ａ
再生債務者　安部　哲矢
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成22年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項１号に定める事由がある。
平成22年２月４日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第１１３号
千葉県柏市藤心１丁目９番７号
再生債務者　町田　健一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年２月３日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（再イ）第１２０３号
大阪府箕面市箕面５丁目12番24号　フレグランス箕面401号
再生債務者　旨いもん処居酒屋つねかわこと　恒川　茂
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年２月３日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第１５号
岡山市南区豊成１番地３
再生債務者　高見　英樹
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成22年３月11日から平成22年３月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部
平成２１年（再ロ）第７号
福島市渡利字平ケ森25番地　公務員住宅１―305
再生債務者　佐藤　功
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月３日まで
4　一般異議申述期間　平成22年３月17日から平成22年３月31日まで
福島地方裁判所
平成２１年（再ロ）第１２４号
大阪市天王寺区北山町９番３―103号
再生債務者　大野　大介
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月３日まで
4　一般異議申述期間　平成22年３月８日から平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１１号
盛岡市安倍館町７番８号　サロンドＫ２階
再生債務者　佐々木いさ子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月22日まで
平成22年２月１日
盛岡地方裁判所第２民事部